

水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

設置場所

申請者 住所
氏名

指定給水装置工事事業者
事業者名

消防設備士 氏名

水道直結式スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）の設置申請にあたり、消防設備士及び指定給水装置工事事業者より説明を受けましたので、下記の条件を承諾し適正に管理することを誓約します。

記

- 1 災害その他正当な理由（制限給水、水道管及び施設の事故等）により一時的な断水や水压低下等が発生した場合、スプリンクラー設備が正常に作動しない可能性があることを理解し、水道局に責任を求めません。
- 2 スプリンクラー設備の災害以外における誤作動及び災害時の非作動が生じた場合でも水道局に責任を求めません。
- 3 スプリンクラー設備が設置された建物、部屋等を貸し出す場合には、上記事項について使用者等に対し十分な周知を行います。
- 4 スプリンクラー設備の機能を適正に保つための維持管理、必要に応じた修繕等を行うとともに、緊急時に速やかに対処できるよう、設備の維持管理上の必要事項及び連絡先等を見やすい場所に表示し、関係者に周知します。
- 5 スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流、水撃、漏水等が発生し、周辺の配水管や給水装置に影響が出た場合、責任をもって対処します。
- 6 所有者等を変更するときは、スプリンクラー設備について十分に説明し、変更後の所有者等に本書の事項について継承します。